

下記の委託業務について、公募型簡易プロポーザルに係る手続開始に当たり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和元年10月15日

静岡県知事 川勝平太

1 業務概要

(1) 業務名

令和元年度富士山静岡空港西側県有地利用促進調査業務委託

(2) 業務目的

富士山静岡空港及び空港周辺の更なる発展に向け、公共施設等運営権者である富士山静岡空港株式会社（以下「運営権者」という。）と連携し、公共施設等運営権設定範囲を含む富士山静岡空港西側県有地の一体的かつ計画的な整備を進める必要がある。

運営権者の施設整備計画との調整を図りつつ、令和2年度以降の事業者公募等の具体的な取組につなげるため、県が保有する情報や法規制等を基に土地利用条件等を整理するとともに、富士山静岡空港における事業性の検証を行い、交流・賑わい拠点化による富士山静岡空港及び空港周辺の更なる発展に向けた基本構想（イメージパース等を含む。）を作成する。

(3) 履行期限

令和2年3月23日（月）限り

(4) 契約限度額

本業務の契約限度額は、13,500,000円（税込み）とする。

2 参加表明書及び技術提案書を提出するために必要な要件

次に掲げる要件をすべて満たしていること。なお、要件の確認基準日は参加表明書の提出日とし、契約締結までの間に次に掲げる要件を欠くこととなった場合には、契約締結はできないものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 静岡県から入札参加停止を受けている者でないこと。

(3) 同種・類似業務として、次に掲げるいずれかの業務について、平成16年度以降に完了した業務実績を有すること。

ア 空港又は空港周辺の活性化に係る調査・検討業務

イ 静岡県内における官民連携事業（PPP）に係る調査・検討業務

(4) 上記(3)で示した業務のいずれかについて、受注者が定めた業務の管理及び統括を行う者（以下「管理技術者」という。）又は担当技術者（管理技術者のもとで業務を担当する者で、受注者が定めた者をいう。）としての平成16年度以降に完了した業務実績を有する者を管理技術者として配置できること。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(6) 会社法（平成17年法律第86号）による特別清算開始の申立てがなされている者でないこと。

(7) 破産法（平成16年法律第75号）による破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(8) 最近1年間に国税又は地方税を滞納している者でないこと。

(9) 下記に該当する者でないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

3 説明書等の配布期間、配布場所及び配布方法

(1) 配布期間

令和元年10月15日（火）の午前9時から令和元年10月29日（火）の午後5時まで

(2) 配布場所及び配布方法

富士山静岡空港ホームページに掲載するので、ダウンロードにより入手すること。

URL <http://www.mtfuji-shizuokaairport.jp/>

4 参加表明書、技術提案書及び見積書の提出

(1) 提出期間

令和元年10月16日（水）から令和元年10月31日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(2) 提出先

静岡県文化・観光部空港振興局空港管理課地域連携班

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号

TEL：054-221-3228 FAX：054-221-2159

(3) 提出方法

持参又は郵送等により書面を提出するものとし、電子メール又はFAXによる提出は受け付けない。

書面は令和元年10月31日（木）午後5時までに必着のこと。ただし、郵送等にて提出の場合は、その旨を電話連絡すること。

(4) その他

技術提案書の内容について、配置予定の管理技術者へのヒアリングを実施する。

5 ヒアリング以降の審査対象者の選定

参加表明書及び技術提案書を提出した者が5者を超えた場合は、説明書別表4(1)の「企業の同種・類似業務実績」、同表(2)の「予定技術者の経験及び能力」及び同表(3)の「業務実施体制」の評価の上位5者程度をヒアリング以降の審査対象者として選定する。

ヒアリング以降の審査対象者に選定された者に対しては、令和元年11月5日（火）までに選定通知書をもって通知する。

6 非選定理由に関する事項

- (1) 参加表明書及び技術提案書を提出した者のうち、ヒアリング以降の審査対象者として選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨と、その理由（非選定理由）を非選定通知書により、令和元年11月5日（火）までに通知する。
- (2) (1)の通知を受けた者は、令和元年11月8日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時までに書面（様式自由）により、非選定理由について説明を求めることができる。
- (3) 説明を求められたときは、説明を求めた者に対し、令和元年11月13日（水）までに書面により回答する。
- (4) (2)の書面の提出先は次のとおりとし、提出は、電子メール、FAX、持参又は郵送等のいずれの方法でも可とする。ただし、電子メール又はFAXにて送信の場合は、その旨を電話連絡すること。

静岡県文化・観光部空港振興局空港管理課地域連携班

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号

TEL：054-221-3228 FAX：054-221-2159

E-mail：airport-kanri@pref.shizuoka.lg.jp

7 契約予定者の特定

- (1) 次に掲げる項目を勘案し特定する。
 - ア 企業の同種・類似業務実績
 - イ 予定技術者の同種・類似業務実績及び手持業務量
 - ウ 予定技術者の資格要件
 - エ 当該業務の業務理解度及び実施手順
 - オ 特定テーマに関する技術提案の的確性及び実現性
- (2) 技術提案書の評価の結果、技術評価が最も高い者を契約予定者として特定する。ただし、評価点の合計が満点の70%に満たない者は特定しない。また、技術評価の最も高い者が2者以上あるときは、その中で見積額の最も低い者を特定することとし、さらに、見積額の最も低い者が2者以上あるときは、当該者のくじ引きにより契約予定者を特定する。
- (3) 契約予定者に特定された者に対しては、令和元年11月11日（月）までに特定通知書をもって通知する。

8 非特定理由に関する事項

- (1) 参加表明書及び技術提案書を提出した者のうち、契約予定者に特定されなかった者（「5 ヒアリング以降の審査対象者の選定」によりヒアリング以降の審査対象者に選定されなかった者を除く。）に対しては、特定されなかった旨と、その理由（非特定理由）を非特定通知書により、令和元年11月11日

(月)までに通知する。

- (2) (1)の通知を受けた者は、令和元年11月14日(木)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時までに書面(様式自由)により、非特定理由について説明を求めることができる。
- (3) 説明を求められたときは、説明を求めた者に対し、令和元年11月19日(火)までに書面により回答する。
- (4) (2)の書面の提出先は次のとおりとし、提出は、電子メール、FAX、持参又は郵送等のいずれの方法でも可とする。ただし、電子メール又はFAXにて送信の場合は、その旨を電話連絡すること。

静岡県文化・観光部空港振興局空港管理課地域連携班

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号

TEL: 054-221-3228 FAX: 054-221-2159

E-mail: airport-kanri@pref.shizuoka.lg.jp

9 その他

- (1) 詳細は、令和元年度富士山静岡空港西側県有地利用促進調査業務委託説明書による。
- (2) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 照会窓口は、静岡県文化・観光部空港振興局空港管理課地域連携班(電話番号054-221-3228)とする。